

最低賃金をめぐる今日の変化と EBPM

樋口 美雄

もともと労使の間には力の差があり、自由な交渉に任せておけば労働者の賃金は低くならざるをえない。賃金は一度下がると、生活費確保のため労働者は長時間働かざるをえず、労働供給が増えるから、賃金が生計費以下の労働者も増える。こうした悪循環を断ち切るには最低賃金制度が必要となる。法による最低賃金の引上げは、近傍の低賃金労働者にも波及し、格差縮小にも役立つ。

しかしだからと言って、最賃は高ければ高いほど良いわけではない。高過ぎれば企業経営は困難に陥り雇用を減らす企業が増える一方、インフレを招く恐れもある。

同じ国、同じ地域でも、経済状況によって望ましい最賃の水準は異なる。日本の地域別最賃は「公労使」から成る中央最低賃金審議会が厚労大臣から諮問を受け、各地域の目安額が答申される。各都道府県の最賃審は労働局長から諮問を受け、これを参考に引上げ額が決められる。2006年までの引上げ額は、時間額決定方式に変えられた2002年以降、1円から最大でも6円の低水準にとどまり、最賃額が生活保護基準を下回る地域も生まれた。

低い引上げの背景には、「多くの中小企業では生産性が低く、そのまま大幅に最賃額が引上げられると、雇用は減らさざるをえない」との使用側側の主張があった。これに打ち勝つ策を厚労省だけで示すことは難しかった。

逆に言えば、最賃の大幅な引上げには、生産性向上とセットで取組む必要がある。こう判断した政府は、2007年に厚労省や経産省等の関係大臣を出席させ、公労使の代表が参加して「成長力底上げ戦略推進円卓会議」を設け、賃上げと同時に中小企業の生産性向上、下請取引の適正化など政府支援を強化することを約束した。その結果、当時としては異例の14円の引上げが実現した。

従来、賃金は個別企業の労使で決められ、政府

はこれに介入すべきではないとされてきた。安倍総理が春闘を前に経営団体にもっと賃上げはできないかと言っただけで「官製春闘」だと揶揄された。だが今では賃上げが可能な環境を作り、賃上げと物価上昇の好循環を作ることは政府の役目だと受け止められている。公正取引委員会が下請法・独禁法を厳格に適用し価格転嫁可能な環境を整備し、中小企業庁が生産性向上投資を助成しパートナーシップ構築宣言を用意し、財務省が賃上げ企業への法人税減税を、厚労省・経産省が各種助成策を総動員し、「政労使」会議を開いて賃上げを呼び掛ける。

最賃に政府がどの程度かわかるかは、国によって異なる。だが、近年、多くの国で最賃の引上げは国民にアピールし、企業負担はあっても財政コストは低い政策だと認識されるようになった。だが経済状況によって、最賃の大幅引上げは経済に悪影響をもたらす可能性もあり、実証分析に基づく検証が重要性を増している。

フランスでは基本的に物価及び賃金スライド制に基づく指標で改定率を毎年決定し、政労使による団体交渉委員会に諮問したうえで政府裁量による上乘せが認められる。学識経験者を中心とした専門家委員会が、団体交渉委員会と政府に最賃の影響に関する報告書を提出し、検討する仕組みになっている。イギリスでは公労使の最賃委員会で毎年の改定の理論的根拠を示す報告書を提出し、統計データや実証分析を用いて雇用等への影響を多角的に検証し、経済見通しや政府方針に沿った改定額を勧告する。

わが国でもだれもが引上げ額を検証し議論できるように、最賃の判断要素やそれぞれの定量的寄与分、さらには政策による上乘せ分を明記した報告書の提出を義務付けてはどうだろうか。

(ひぐち・よしお 慶應義塾大学名誉教授)